

特定行政庁が指定する区域

建築基準法(昭和25年法律第201号(以下「法」という。))第52条第2項第2号括弧書、法別表第3備考の項3及び法第56条第1項第2号イ括弧書の規定に基づき、第一種住居地域及び第二種住居地域内における建築物の容積率の最高限度並びに建築物の各部分の高さの限度について、特定行政庁の指定により下表に掲げる数値が適用される区域を次のとおり指定する。

区 域	面 積	指定による数値		
		法第52条第2項 第2号括弧書	法別表第3備考の 項3	法第56条第1項 第2号イ括弧書
1 千代田区四番町地内	約1.0ha	6/10	1.5	2.5
2 千代田区一番町、二番町及び三番町各地内	約5.8ha	6/10	1.5	2.5
3 千代田区麴町五丁目、麴町六丁目及び二番町各地内	約2.0ha	6/10	1.5	2.5

備考

上記1の区域については指定図1、上記2の区域については指定図2、上記3の区域については指定図3の表示のとおりとする。